

57 大区画化等加速化支援事業

令和 8 年度予算概算決定額 500百万円（前年度 - ）
〔令和 7 年度補正予算額 2,500百万円〕

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本計画に基づき、初動 5 年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。

<事業目標>

- 水田の基盤整備（約 9 万ha）うち、1ha以上の大区画化（約 6 万ha〔令和11年度まで〕）
- 基盤整備完了地区における事業実施前後での農業法人の経営農地面積の増加率（1.5倍以上〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農地の区画拡大や省力化整備に係る基盤整備

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を定額で支援します。

【定額上限】区画拡大 7 万円/10 a、畦畔除去 4 万円/100m、
暗渠排水 18万円/10 a 等

※担い手に集約化（面的集積）する場合、定額上限を1.2倍まで引上げ。
1 ha以上に大区画化する場合、定額上限を1.32倍まで引上げ。

2. 調査・調整活動等に係るソフト事業

権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動等に要する経費を定額で支援します。

【定額上限】300万円/地区

3. 大区画化等推進協議会の事務費

大区画化等推進協議会の事務費を定額で支援します。

【定額上限】2,000万円/協議会

【実施区域】 農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等

【実施要件】 農地の区画拡大を実施すること

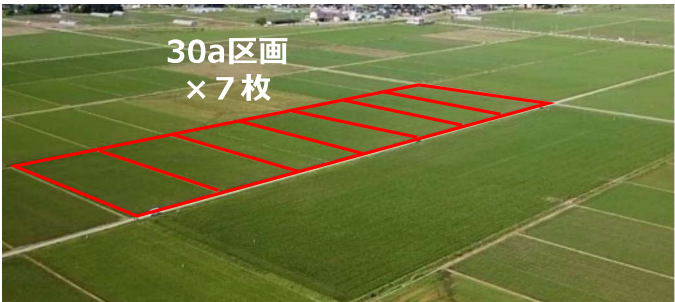
<事業の流れ>



※大区画化等推進協議会：各都道府県に 1 つずつ設置し、農業者への技術指導、交付事務等を実施。

<事業イメージ>

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。



簡易な基盤整備により区画拡大



区画拡大イメージ



畦畔除去

〔お問い合わせ先〕 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)

大区画化等加速化支援事業の概要

(令和8年度版)

1. 事業概要

- ① ハード事業P1
- ② ソフト事業P1

2. ハードメニューの詳細P2

3. 事業申請の流れP5

4. お問い合わせ先P6

農村振興局整備部農地資源課
経営体育成基盤整備推進室

1. 事業概要

大区画化等加速化支援事業では、食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援します。

事業実施主体 農業者等

実施要件

- ハード事業の実施区域は農振農用地のうち地域計画を策定した区域※1であること。
- 農用地の区画拡大を実施すること。

※1 生産緑地等の例外有

① ハード事業

支 援 の 例



畦畔除去



用水路更新



客土

支援メニュー

- 農用地の区画拡大
- 暗渠排水
- 湧水処理
- 末端畑地かんがい施設
- 客土
- 除礫
- 更新整備（用排水路、農作業道、畦畔、排水口等）
- 病虫害対策（反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水）

助成額

定額（10a当たり27.5万円等、工種や対象の面積、延長に応じて助成額は異なる。）

② ソフト事業（条件改善推進費）

権利関係等の調査・調整等を定額で支援し、事業実施に係る農業者の皆さんの費用負担を軽減します。

支 援 の 例



土地利用調整



デジタルマップ策定



直播栽培導入

事業内容

- 権利関係（水利権等）、農家意向、農地集積、基盤整備、水利用高度化推進等に関する調査・調整活動
- ハード事業の実施に当たって必要となる実施計画の策定及び実施計画の策定に必要な調査、測量、設計、関連計画の策定
- 農家を対象とした勉強会・研究会の実施や専門技術者の育成、農業機械リース等、先進的省力化技術の導入に当たって必要となる支援

助成額

定額（単年度当たり300万円迄）

2. ハードメニューの詳細

事業種類	事業内容	助成額			活用のイメージ
		通常	集約化する 場合	大区画化する 場合	
1. 農用地の区画拡大					
ア 水路変更 なし	畦畔除去、水路変更、均平作業 等による区画拡大を支援 ●ほ場の高低差が10cmを超え、かつ、表土扱いを行う場合：	27.5万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【24万円/10a】	36万円/10a 【26万円/10a】	 区画拡大
	●ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行う場合：	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】	 区画拡大
	●ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行わない場合：	7万円/10a 【6万円/10a】	8万円/10a 【7万円/10a】	9万円/10a 【7.5万円/10a】	
	●畦畔除去のみの場合：	4万円/100m 【4万円/100m】	4.5万円/100m 【4.5万円/100m】	5万円/100m 【5万円/100m】	
		●緩傾斜化を行う場合：	11万円/10a 【7.5万円/10a】	13万円/10a 【9万円/10a】	14.5万円/10a 【9.5万円/10a】
イ 水路変更 あり	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業、勾配修正等による区画拡大 ●ほ場の高低差が10cmを超え、かつ、表土扱いを行う場合：	46.5万円/10a 【33万円/10a】	55.5万円/10a 【39.5万円/10a】	61万円/10a 【43.5万円/10a】	 畦畔除去
	●ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行う場合：	44.5万円/10a 【32.5万円/10a】	53万円/10a 【39万円/10a】	58.5万円/10a 【42.5万円/10a】	 畦畔除去
	●ほ場の高低差が10cm以下、かつ、表土扱いを行わない場合：	25.5万円/10a 【18.5万円/10a】	30.5万円/10a 【22万円/10a】	33.5万円/10a 【24万円/10a】	
2. 暗渠排水					
	吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設 ●バックホウ施工、かつ、表土扱いを行う場合：	22.5万円/10a 【16.5万円/10a】	27万円/10a 【19.5万円/10a】	29.5万円/10a 【21.5万円/10a】	 暗渠排水
	●バックホウ施工、かつ、表土扱いを行わない場合：	22万円/10a 【16万円/10a】	26万円/10a 【19万円/10a】	29万円/10a 【21万円/10a】	 暗渠排水
	●トレンチャ施工、かつ、表土扱いを行わない場合：	18万円/10a 【13.5万円/10a】	21.5万円/10a 【16万円/10a】	23.5万円/10a 【17.5万円/10a】	 暗渠排水

※ 【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。

※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。

※ 大区画とは、1枚の農用地の面積が1ha以上であるものをいいます。

事業種類	事業内容	助成額			活用のイメージ
		通常	集約化する場合	大区画化する場合	
3. 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設 - 表土扱いを行う場合： - 表土扱いを行わない場合：	24万円/100m 【17万円/100m】 23万円/100m 【16.5万円/100m】	28.5万円/100m 【20万円/100m】 27.5万円/100m 【19.5万円/100m】	31.5万円/100m 【22万円/100m】 30万円/100m 【21.5万円/100m】	 湧水処理
4. 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更 - 樹園地の場合： - 樹園地以外の畑地の場合： - ほ場外からの接続管： - 給水栓設置のみ：	35万円/10a 【24.5万円/10a】 21.5万円/10a 【15万円/10a】 7万円/10m 【5万円/10m】 2.5万円/箇所 【2万円/箇所】	42万円/10a 【29万円/10a】 25.5万円/10a 【18万円/10a】 8万円/10m 【6万円/10m】 3万円/箇所 【2万円/箇所】	46万円/10a 【32万円/10a】 28万円/10a 【19.5万円/10a】 9万円/10m 【6.5万円/10m】 3万円/箇所 【2.5万円/箇所】	 畑地かんがい
5. 客土	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土	27.5万円/10a 【19万円/10a】	33万円/10a 【22.5万円/10a】	36万円/10a 【25万円/10a】	 客土
6. 除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫	25万円/10a 【17万円/10a】	30万円/10a 【20万円/10a】	33万円/10a 【22万円/10a】	 除礫
7. 更新整備	更新する必要がある用水路等の整備 - 用水路の場合： 土水路からW300H300以上のコンクリート用水路への更新 - 排水路の場合： 土水路からW500H500以上のコンクリート排水路への更新 - 農作業道の場合： 未舗装道から幅4m以上の舗装道への更新 - 畦畔の場合： 畦畔の更新 - 排水口の場合： 排水口への柵の据付	15万円/10m 【10.5万円/10m】 28万円/10m 【20.5万円/10m】 12.5万円/10m 【8.5万円/10m】 16万円/100m 【11万円/100m】 5万円/箇所 【3.5万円/箇所】	18万円/10m 【12.5万円/10m】 33.5万円/10m 【24.5万円/10m】 15万円/10m 【10万円/10m】 19万円/100m 【13万円/100m】 6万円/箇所 【4万円/箇所】	19.5万円/10m 【13.5万円/10m】 36.5万円/10m 【27万円/10m】 16.5万円/10m 【11万円/10m】 21万円/100m 【14.5万円/100m】 6.5万円/箇所 【4.5万円/箇所】	 用水路  排水路  農作業道  畦畔整備  排水口整備

※ 【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。
※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。
※ 大区画とは、1枚の農用地の面積が1ha以上であるものをいいます。

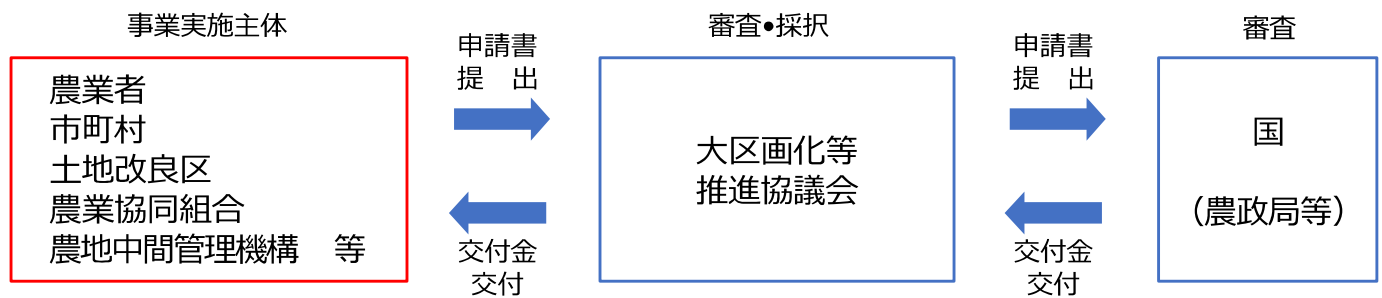
事業種類	事業内容	助成額			活用のイメージ
		通常	集約化する場合	大区画化する場合	
8. 畑作転換工	農用地の周囲における排水溝の新設や、水田土壌から小麦・大豆の作付けに適した酸度に調整				
	●額縁排水溝の場合： ●酸度矯正の場合：	1.5万円/100m 【1万円/100m】	1.5万円/100m 【1万円/100m】	1.5万円/100m 【1万円/100m】	 
9. 病害虫対策	病害虫発生又はまん延のおそれのある農用地における病害虫対策				
	●反転耕（バックホウ） 50 cm以上：	30万円/10a 【22万円/10a】			
	●混層耕（トラクタ、プラウ） 耕起深60 cm以上：	2.5万円/10a 【1.5万円/10a】			
	●堆肥施用 （トラクタ、スプレッダ）	3.5万円/10a 【2万円/10a】			
	●明渠排水（バックホウ）：	1.5万円/100m 【1万円/100m】			

- ※ 【】は施工の全てを農業者の自力施工で実施する場合の助成額です。
- ※ 集約とは、同一の担い手の経営等農用地が畦畔等で接続され、1ha以上の団地になっているものをいいます。
- ※ 大区画とは、1枚の農用地の面積が1ha以上であるものをいいます。

3. 事業申請の流れ

大区画化等加速化支援事業では、以下の流れで支援を行っています。詳しい申請手続きは、下記の連絡先へお問い合わせください。

○ 支援の流れ



4. お問い合わせ先

大区画化等推進協議会（事業の実施に関するお問い合わせ先）

北海道	令和8年3月下旬～6月上旬 設立予定	
青森県	青森市本町二丁目6番19号 (青森県土地改良事業団体連合会内)	017-723-2404
岩手県	令和8年3月以降 設立予定	
宮城県	令和8年3月下旬 設立予定	
秋田県	令和8年3月下旬 設立予定	
山形県	令和8年3月上旬 設立予定	
福島県	令和8年3月中旬 設立予定	
茨城県	令和8年3月中下旬 設立予定	
栃木県	令和8年3月下旬 設立予定	
群馬県	令和8年4月下旬 設立予定	
埼玉県	令和8年4月下旬 設立予定	
千葉県	令和8年3月 設立予定	
東京都	設立予定なし	
神奈川県	設立予定なし	
新潟県	新潟市中央区長潟138番地	025-286-1111
富山県	富山市黒崎17番地	076-424-3300
石川県	令和8年3月下旬～6月上旬 設立予定	
福井県	令和8年3月下旬 設立予定	
山梨県	令和8年2月下旬～3月中旬 設立予定	
長野県	令和8年3月下旬 設立予定	
岐阜県	令和8年4月上旬 設立予定	
静岡県	令和8年6月下旬 設立予定	
愛知県	令和8年5月中旬 設立予定	
三重県	令和8年3月下旬 設立予定	
滋賀県	令和8年3月中旬 設立予定	
京都府	令和8年6月 設立予定	
大阪府	設立予定なし	
兵庫県	令和8年3月下旬 設立予定	
奈良県	設立予定なし	
和歌山県	設立予定なし	
鳥取県	鳥取市千代水四丁目37番地	0857-38-9500
島根県	松江市黒田町432番地1	0852-32-4141
岡山県	岡山市中区中納言町1丁目6番地	調整中
広島県	令和8年3月上旬 設立予定	

4. お問い合わせ先

大区画化等推進協議会（事業の実施に関するお問い合わせ先）

山口県	令和8年3月下旬 設立予定	
徳島県	徳島市万代町1丁目1番地	(1) 県：088-621-2443 (2) 県土連：088-626-3211
香川県	令和8年4月下旬 設立予定	
愛媛県	設立予定なし	
高知県	令和8年3月下旬 設立予定	
福岡県	令和8年3月下旬 設立予定	
佐賀県	令和8年3月中旬 設立予定	
長崎県	設立予定なし	
熊本県	令和8年3月下旬 設立予定	
大分県	令和8年3月中旬 設立予定	
宮崎県	令和8年3月下旬 設立予定	
鹿児島県	令和8年3月下旬 設立予定	
沖縄県	設立予定なし	

農政局・農林水産省（制度の詳細に関するお問い合わせ先）

北海道庁農政部農村振興局農地整備課	011-204-5419
東北農政局農村振興部農地整備課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	022-221-6291
関東農政局農村振興部農地整備課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	048-740-0048
北陸農政局農村振興部農地整備課 (新潟県、富山県、石川県、福井県)	076-232-4725
東海農政局農村振興部農地整備課 (岐阜県、愛知県、三重県)	052-223-4638
近畿農政局農村振興部農地整備課 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	075-414-9541
中国四国農政局農村振興部農地整備課 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	086-224-9423
九州農政局農村振興部農地整備課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	096-300-6502
沖縄総合事務局農村振興課	098-866-1652
(事業全般について) 農林水産省農村振興局整備部農地資源課 経営体育成基盤整備推進室	03-6744-2208